

飯綱高原スキー場跡地（第2種・第3種特別地域）における主な法的規制（概要）

	規制項目	自然公園法関係※	自然環境保全条例関係
建築物関係	建築物の高さ	地盤面から13メートル以下	同左
	建築面積の上限	1棟あたり2,000㎡以下	同左
	建ぺい率	最大20%（地種、敷地面積により異なる）	40%以下
	容積率	最大60%（地種、敷地面積により異なる）	80%以下
	幹線道路からの距離		路肩から10m以上
	支線道路からの距離	路肩から5m以上	同左
	敷地境界線からの距離	5m以上	同左
	意匠等（主なもの）	屋根は焦げ茶、壁面は極力自然材料を用い、茶系色とする。（詳細は管理計画書※参照）	同左
その他	遮蔽物（しゃへいぶつ）		塀その他の遮蔽物は設けないこととし、やむを得ず設けなければならない場合には生垣とすること。
	木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・択伐の場合→択伐率が現在蓄積の30%以下 ・皆伐の場合→1伐区の面積が2ha以下 ※第2種特別地域に限る。また、いずれも伐採木が標準伐期齢以上であること。	木竹の伐採の方法及び規模が、伐採を行う土地及びその周辺の土地の地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

※屋根形状など詳細な基準については、施行規則及び管理計画書をご確認ください。また、建築しようとする建築物等が、

第2種特別地域内や分譲地等に該当する場合は、別途基準がありますので、詳細は同施行規則等をご確認ください。

※管理計画書のリンク先⇒https://www.env.go.jp/park/myokotogakushi/intro/files/plan_togakure_01.pdf